

2008年5月28日

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月20日開催予定の第68期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の権利行使に対し確実な対応を期するため、権利行使は書面をもって行うものとする規定を新設し、併せて、その他の権利行使の方法については取締役会が定める株式取扱規則による旨を明示するものです。
- (2) 条文の新設に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

(太字は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------|---|
| 第2章 株式 (新 設) | 第2章 株式 第14条 (株主の権利行使の方法) 株主は、法令又は本定款に基づき当社並びに取締役に対して株主の権利を行使する場合には書面をもって行い、その他の方法については、取締役会の定める株式取扱規則によることとする。 |
| 第14条～第42条 (省 略) | 第15条～第43条 (現行どおり) |

(別紙資料へ)

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成20年6月20日 (金曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成20年6月20日 (金曜日) |

以上

《お問合せ先》

住友林業株式会社
コーポレート・コミュニケーション室 佐野
TEL : 03-3214-2270
FAX : 03-3214-2272

